

高齢者虐待防止委員会規程

(設置)

第1条 JCHO 埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）に高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、に基づき、虐待（「疑いを含む」以下同じ。）への迅速な対応及び組織的な対応を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成し、施設長が任命する。

- ・ 施設長 (虐待対応責任者)
- ・ 副施設長 (副責任者・実態把握、事務及び関係機関との調整)
- ・ 管理課事務 (副施設長の補佐)
- ・ 看護師長 (利用者又は家族、職員等からの虐待通報受付)
- ・ 副看護師長 (虐待内容、利用者等の意向の確認と記録)
- ・ 介護主任 (虐待内容、利用者等の意向の確認と記録)
- ・ 支援相談員 (虐待内容、利用者等の意向の確認と記録)
- ・ その他 (通所リハビリ・居宅・地域包括、訪問看護)
(虐待内容、利用者等の意向の確認と記録)

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、診療部長（その他施設長が任命した職員）がこれにあたる。

(審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること
- (2) 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
- (3) 虐待発生時の院外関係機関（市町村、警察等）との連絡及び連携に関すること
- (4) 虐待に関する相談に関する体制の整備
- (5) 施設職員や関係者に対して、虐待に関する研修の実施および啓蒙活動
- (6) 虐待防止・対策マニュアルに関する事項
- (7) その他虐待に関すること

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催については、次のとおり実施するものとする。

- (1) 委員会は原則として3ヶ月に1回開催する
- (2) ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することができる
- (3) 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する

(4) 委員長が必要と認めるときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者(有識者からなる第三者委員)の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。

(個人情報)

第8条 委員会は、個人情報の取扱いについては、「埼玉メディカルセンターの保有する個人情報」の保護に関する規程」を遵守しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 抑制検討委員会は廃止し、この規程は、令和3年7月28日から施行する
- 2 令和5年5月1日改訂
第3条(組織)について
- 3 令和5年12月1日改訂
第6条(委員会の開催)について